

前年度からの追加・変更点

①団体登録について

令和 6 年度：概ね 8 割以上が市内在住・在勤者で構成される 10 名以上の団体



令和 7 年度：概ね 8 割以上が市内在住・在勤者であり、施設を利用（運動及び指導）される方が 10 名以上で構成される団体＝保護者・送迎者は含めない。

令和 7 年度追記：登録内容（代表者・登録メンバー等）に変更が生じましたら、速やかに窓口にて変更手続きを行ってください。

②登録証発行について

令和 6 年度：原則、即日発行 → 令和 7 年度：審査後に発行（約 1 週間）

○重複登録・不正登録を避けるために申請内容を審査させていただきます。

注釈について

令和 6 年度：架空の人物による登録や、同一団体による複数登録等の不正が判明した場合は、登録を無効といたします



令和 7 年度：※架空の人物・名義貸しによる登録や、同一団体による複数登録等の不正が判明した場合は、登録を無効といたします。

→練習に参加されない方、ご家族の名前を利用した登録はできませんのでおやめください。

令和 7 年度追記：登録審査にお時間を頂戴いたしますので③の期間前はお早めに登録申請書をご提出ください。ご登録いただきました施設について、令和 7 年度中に変更できません。

○登録審査に 1 週間ほどお時間をいただきます。希望調書の提出期間前になるべくお早めに登録申請を済ませていただくよう、お願いいたします。

また、一度ご登録いただきました施設につきましては令和 7 年度中変更できませんのでご了承ください。

（総合体育館メインフロア→サブフロアへの変更、高塚テニスコート→健民テニスコートへの変更など）

③利用希望調書について

変更点 令和 6 年度：1 期間（3 カ月）で 12 区分まで希望可能→令和 7 年度：9 区分まで希望可能

令和 7 年度追加条件：提出いただいた曜日・時間枠について、令和 7 年度中に変更できません。

※一度ご提出いただいた希望曜日・時間枠は令和 7 年度中に変更できません。登録申請の際ご記入いただく形になりますのでご注意ください。一般利用の方にも幅広くご利用いただけるよう、ご協力おねがいたします。

⑤本申請支払いについて

令和 6 年度：いかなる理由であっても、確定した区分のキャンセル料は 100%とします。（施設都合、天候によるものは除く）



令和 7 年度：いかなる理由であっても、確定した区分のキャンセル料は 100%とします。（施設都合、天候・熱中症予防のためのキャンセルによるものは除く）